

下呂市監査告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和5年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和6年4月1日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和5年度 定期監査結果（11月実施分）指摘事項等に伴う措置状況

指摘事項（1）自治会活動交付金の活用状況について
担当課：地域振興課、各振興事務所
<p>下呂市自治会自治活動交付金交付要綱（平成16年3月1日告示）では、第2条の交付条件として、（1）コミュニティ活動の推進、（2）行政情報の連絡及び行政協力、（3）その他市が依頼する事務に交付金を活用しなければならないとなっている。</p> <p>各振興事務所に提出された自治会資料から令和4年度の実績を確認したところ、交付金額そのものを「区長活動費」として支出していた自治会（4自治会）があった。今後は支出内容を明確にされたい。</p> <p>さらに、萩原地域自治会連合会の各自治会は、総会資料とともに交付金の使途明細を提出しており、他の地域自治会連合会にも交付金の使途を報告するよう指導していただきたい。令和5年度の交付額は、5,827万6,400円（敬老事業を含む）であるが、自治会におけるコミュニティ活動の推進等に果たしている役割は大きく、今後も交付金が目的に添って有効に使われることを望むものである。</p> <p>なお、地域振興課において、令和8年度からの運用を目途として自治会交付金の適正化に向けた基準等の検討が進められており、その状況を注視していきたい。</p>
措 置 状 況
<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>自治会交付金の適正化を図るため、市としての支出根拠、自治会の適正な使途について、自治会と協議を行っています。制度の見直し、証拠書類の在り方を含め、令和8年度までに解決を図ります。</p>
指摘事項（2）小坂町商工会館解体工事に伴う石積補強工事について
担当課：小坂振興事務所
<p>小坂町商工会館について、平成24年10月26日に下呂市と小坂町商工会において覚書が交わされている。その中には、「建物の所有は小坂町商工会であり、小坂町商工会館廃止時には、下呂市所有の土地と一体で下呂市に返却し、建物の取り壊しは下呂市が行うこと」と記載されている。</p> <p>この覚書に基づき、令和4年12月16日付けで小坂町商工会から下呂市に返却書が提出され、双方協議の結果、長年当該施設を利用していた小坂町商工会が解体工事の事業主体となり、下呂市が負担金を支払うことで了解され施工がされていた。</p> <p>今回の定期監査において支出関係書類を確認したところ、負担金2,322万1千円の一部に、小坂町商工会館解体に伴う石積補強工事177万1千円が含まれていた。</p> <p>担当者に確認したところ、今後、跡地に消防詰所の建設計画があることから、解体工事に併せ小坂町商工会が石積補強工事を実施し、工事費は負担金で支出したとのことであった。</p> <p>下呂市の所有土地に係る工事については、下呂市の責任において直接工事発注を行う必要があり、石積補強工事に係る費用の負担金支出については、「公正性の確保」「適正履行の確保」の面から疑義が生じるものである。</p>

措置状況

(措置済、改善中、未措置)

今後は、下呂市の所有地に係る工事は、工事発注を行い適正に処理します。

指摘事項（3）たけはらこども園の休日、夜間の施設管理について

担当課：こども家庭課

たけはらこども園の休日、夜間の施設管理について確認したところ、現在は、職員が退園時に施錠を行い、翌日または休日明けの開錠時までは無人となっているとのことであった。

公設民営の指定管理施設については、休日、夜間の管理は警備会社に委託して実施しているとのことである。

施設内には個人情報、給食施設があり、個人情報の流出、給食施設の衛生管理が懸念されることから、他の公設こども園を含めて休日、夜間の施設管理について検討されたい。

措置状況

(措置済、改善中、未措置)

現在、市直営こども園の休日、夜間の施設管理については、施錠のみで警備会社への委託は行っていません。警備会社への委託も検討しましたが、経費的な側面も考慮し、防犯カメラの設置などの代替手段で対応できると判断しました。今後も個人情報管理及び衛生管理を徹底してまいります。

指摘事項（4）成年後見制度中核機関業務委託について

担当課：社会福祉課

成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりを支援する中核機関としての機能を担う「下呂市成年後見支援センター」の運営について、令和5年度より業務委託がされている。

業務委託に係る施行伺いの設計書を確認すると、積算内訳は人件費と福利厚生費のみとなっている。

一方、業務委託に係る仕様書を確認すると、業務に係る委託料等として「委託料は主たる相談窓口における従事者が使用する事務机、椅子及び電話を除き、事業に必要な人件費、事務費、物品、設備等にかかる費用すべてを含むものとする。」となっており、前述の設計書の積算内訳と整合性が取れていない。

今後の業務委託の発注に当たっては、適正に事務処理をされたい。

措置状況

(措置済、改善中、未措置)

令和6年度の業務委託の設定にあたっては、業務の実施場所として、下呂市成年後見支援センターを社会福祉課内に設置していることから、人件費に係る部分は業務委託、事務費に係る部分は市が負担するものとし、仕様書と業務委託の内容の整合性を図り業務を発注する計画としています。